HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1793年のジャコバン憲法の歴史的役割について
Author(s)	ゲルハルト, シルファート
Citation	北海道大學教育學部紀要, 31, 73-79
Issue Date	1978-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29172
Type	departmental bulletin paper
File Information	31_P73-79.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

1793年のジャコバン憲法の歴史的役割について

ゲルハルト・シルファート

Zur historischen Rolle der Jakobinerverfassung von 1793.

Gerhard SCHILFERT

フランス・ブルジョア革命において，まずその第一段階では，民衆の闘争を土台として，なかんずく彼らが身を犠牲にしたことによって得られた，国王と貴族に対する勝利に基いて，大ブルジョアジーは権力の座に着いた。この事実は国法上から見れば，モンテスキユの権力分立説に強く影響された1791年の憲法に表現された。この憲法は国民大衆（いわゆる消極的市民）に，事実上政治的同権を与えなかった。この憲法に対する民衆の憤激が決定的に作用して，この憲法に基く立憲君主制は，信頼を失うこととなった。そこでルイ XVI 世の退位のずっと前に，1792年8月には，真に国民的な——国民の信頼によって支えられている——集会，「国民議会」を求める叫びが，国民の間に大きくなった。「国民議会」に対してはすべてのフランス人は，議会が国民の委託を受けて新しい体制を創るために，選挙権を持つべきものとされた。この新しい体制は革命運動の発展を計算に入れたものであり，そしてすべてのフランス人に対して——実践においてもまた——政治的同権を保証していた。

かかる「国民議会」の選挙は，君主制倒壊の後には，大部分のフランス人の眼に不可避なものとなっていた。じつにこの選挙を行う根拠は，国民はただかかる議会によってのみ，新しい自由な憲法を持つことが出来るというところにあった。そこですでに1792年10月11日に憲法委員会が会同したが，この委員会は——この時点において存在していた議会の構成に相応して——ジロントが優勢であった。新憲法草案の精神的な父は，哲学者のコンコルデであった。

ジロント党員はいまや，この彼らの憲法草案のなかにも，彼らの利益を貫徹させようと企てた。彼らは首都におけるよりも，地方の州〔プロヴァンス〕においてはるかに強力であったが，この優勢を利して彼らは，国民によって直接選挙される政府を作ろうと努力した。これによって議会から独立した政府が，政府に依存しない議会とならんで，作られることになったであろう。ますます尖鋭化する情勢を認識して，ジャコバン党はこの瞬間においてはこのような憲法上の実験を，不適当なものと見做した。彼らにはことに，憲法草案のジロント的な性格が，どのような観点からも気に入らなかった。

そこで1793年2月に憲法委員会の草案が総会に提起された時には，個々の議員から多くの提案や憲法草案がすでに提出されており，それらはその後数日間にさらに増加した。いまや国民議会は，この新提案を検討すべき検討委員会を設けねばならなかった。4月17日に検討委員会はその仕事を完了した。これに続いて行われた憲法論争において，山嶽党のボンムは，人権宣言を最高の制度として保證することを提案した。ロベスピエールは，財産を累進税（すなわちより大きな収入に対して増進する率で課する税）の導入によって制限し，全市民

の労働ないしは扶助に対する権利を認めるという提案を行なった。ジロント党の倒壊に至るまで国民議会は，人権に関する新しい見解について討議し，そして憲法の最初の6ケ条を決定した。

1793年5月30日に新たに設けられた憲法委員会は，ただジャコバン党の委員からのみ成っており，その議長はエロー・ドゥ・セシェルであった。この委員会は国民議会に極めて短期間のうちに新憲法草案を提示しなければならなかったが，この課題もまたこの委員会は実際に満たしたのであった。すでに6月10日には国民議会に新草案が提示された。憲法史全般にわたつて，このような迅速さは，これ一度きりである。そのことは，ジャコバン党がすでに比較的長く憲法問題に従事していたという事実によってのみ，説明せられる。彼らは精神的になかんずく，彼らの尊敬していたルソーに依拠していた。この草案は直ちに討議に附されて，その後すでに6月24日にこの憲法草案は採択された。

1791年憲法と同様に，1793年憲法も二部に分かれていた。すなわち人権および市民の権利の宣言と本来の憲法的法との部分であるが，この形式的な類似性は両憲法の唯一の類似性である。

二つの憲法の比較によって，君主主義的立憲的大ブルジョアジーが，民主主義的共和制的小ブルジョア層によつてとつて代られたことが示される。1793年憲法は「最も徹底した民主主義的共和制憲法であって，これが革命をもたらしたのであった。」[1] この憲法は，21歳に達したすべてのフランス人は，その収入の状態や財産の状態を顧慮することなく，あらゆる政治的権利を持つ国民たるべきものである，と規定した。これによって山嶽党の憲法は，立憲議会がそうしていたような，積極的市民と消極的市民の間の区別を除去した。同様に，国民たる諸権利の行使がただにすべての生れ乍らのフランス人に認められるべきのものとされただけでなく，すべての（21歳に達した）（第4条第2号）：「……過去1年以来フランスに定住し，ここでその労働によって生活し，あるいは財産を得，ないしはフランス婦人と結婚し，あるいは子どもを養子とし，あるいは老人を養つている者は，つまり立法機関の判断に従えば，人類のために尽してきた外国人」にも許される。

1793年憲法は，その時まで行われていた間接選挙法を直接選挙法をもって代えた。それは第一次選挙人が，代議士をもはや選挙人を通じて選ばなくなり，直接に代議士を選んだことを意味した。4万票に対して1人の代議士が選ばれたが，これらの代議士から成立している議会は，従って国民の意志の具体的な表現であった。国民議会の任期は極めて短い期間に，1カ年に定められた。議会は毎年5月1日に選挙され，そして6月1日に会同すべきものとされた。この任期を3年（1791年憲法）から，1年（1793年憲法）への短縮したことは，選挙された機関が，国民から疏遠となり，ついには総意を偽造するような寡頭政治になるようなことはさせないという，ルソーの要求に応じている。

主権を持つ国民を排除し得る寡頭政治的な傾向を持つ，選挙される機関に対する不信は，1793年憲法において，議会の，すなわちCorps législatif 立法権がいかに規定されたか，というようなところにも現われている。第53-55条（憲法第2部）においては，「諸法律」と「諸命令」とが区別されている。法律は国民議会にとっては，次の領域における規定であった。すなわち民法および刑法上の立法，財政，租税，貨幣，フランス領内の国有財産，偉大な人物を記念するための公的な証明。命令は議会によって直ちに発せられ得るが，しかし法律は提案と総会による採択との間に2週間が経過した時においてのみ，公布され得る（第57条）。この期

間が経過した後において，法案は「法案」と記載して，共和国すべての市町村に送附出来た。異議申立て権，すなわち「拒否権」はいまや原集会（第一次選挙人集会）の権限であった。40日以内に拒否権が用いられなかったならば，この法案は法律になった（第59条)。しかしもし拒否権が認められたならば，立法機関は原集会（複数）を召集しなければならず（第60条)，これらがその法律にかんして決定を下した。この複雑な機構は例を挙げて説明すべきであろう。たとえば宣戦は一つの法であった。議会の当該の委員会が総会に対して，宣戦の必要性についての報告を行なったとする。その場合，この宣戦布告が効力を持つことが出来たのは，この報告後少なくとも54日の期間が経過した時であった。1793年憲法の反対者が，この憲法は決して機能し得ないであろうと主張した，その根拠は，これやまたこれに類似した諸規定であった。

ジャコバン党は確かに，立法府と行政府とを分離せよというジロント党の要求を拒否したけれども，行政府を完全に立法府に（Corps Exécutif を Corps Législatif に）従属させること，すなわち執行機関を立法機関の業務執行委員会にすることは，決断できなかった。ルソーは小市民的民主制の観念を持っていたから，一個の選挙された機関の手に，諸権限が強く集中することに対しては，それがどんなものであれ，強い不信の種を播いたのであった。

1793年憲法では，行政府を原集会によって，そしてまた立法府によって選ばせるという試みがなされた。すべての県（Département）の選挙人集会は，政府に対して1人の候補者を指名すべきものとされた（第63条)。いくつかの県は，同一の候補者を提案出来たので，84という候補者の最高数は無条件には達成されないこともあり得たに違いなかった。議会は24人の候補者を選び，これらが執行委員会あるいは政府を構成すべきものとされた（第63条)，その任期は議会の任期より短く定められ，立法府の任期の最後の数ケ月間において行政府のメムバーの半数は，示された方法で改選されることとなっていた（第64条)。

1793年憲法の第1部。人権および市民権の宣言は，1791年憲法をはるかに越えている。人権の数は，7から35に拡大された。社会の目的（第1条）は，全般の幸福（le bonheur commun）である。第2条は人間の「天賦の，無条件に必要な諸権利」を数え挙げ，その第一には平等が，そして財産権が最後に掲げられている。1791年憲法は財産権を「神聖にして侵す可からざる権利」と呼んでいるが，この二つの言葉は1793年憲法には見出されない。

1791年と1793年の間の社会諸関係の変化は，新憲法〔人間および市民の権利宣言〕の第21および第22条に明瞭に示されていた。第22条は，国民の普通教育について配慮することが社会の義務である，と宣言されており，第21条では，あらゆる救済を要する人々に対して，公的な扶助を行うことが，「神聖な義務」として確定される。「社会は，不幸に陥つた市民の扶養を，彼らに労働の機会を与えることによってであれ，あるいは労働能力の無い人々に対して必要な食糧を与えることによってであれ，引受ける。」1791年憲法は，国民に敵対的な，ないしは敵対的となった政府に対する市民の抵抗権については，全く言及していないが，この抵抗権は1793年憲法〔権利宣言〕第35条には，次のように明瞭に文章化されている。「もし政府が国民の権利を侵害したならば，国民の，また国民の部分である個々人の蜂起は，国民の最も神聖な権利であり，またその最も高度の義務である。」

この憲法にとって最も根本的な第9条は，人間の権利と市民の権利を次のように規定する。「法は，支配するものによってそれが抑圧せられぬように，一般的な，また個人の自由を守るべきである。」この規定の示していることは，この憲法が，その精神上の父であるジュネー

ヴのルソーが，スイスの州あるいはゲルマンの部族にとって可能だと見做したことを，当時ヨーロッパにおける最大の国家に対して，同様な形で構成しようという意義のある試みであった事実を示している。原団体，すなわち選挙人集会は，この憲法の基礎的要素となっている。この選挙人集会は可能なかぎり自らあらゆる重要なことを行うべきであり，そしてもし管理上の理由から政府および議会の如き選挙された団体を必要とするときも，選挙人集会はいつでもこれら選出された団体に対して自己を貫徹し，そして必要の場合には，„volonté générale"〔総意〕が偽造されるのを阻止し得る状況にある。

ジャコバンの独裁の発展が示した所は，この憲法の諸規定が適用され得なかったということである。この独裁があらゆる国家的権力手段を福祉委員会の手に集中する結末に至ったのは，偶然ではなかった。この委員会は，なかんずく革命的小市民およびその同盟者の利益を守って支配した。この国家権力の集中に対しては，ルイ XIV 世治下の封建的絶対主義的国家装置の集中は取るに足らない作用を及ぼしたに過ぎず，いな，罪のない子どもの遊びという程度の作用であった。そこでこの憲法は，1793年における政治的諸条件の下においては，施行されなかった。この憲法が「より平穏な時代」にあっては，継続的な国家の基本的指針たりえたかどうか，それは言うことが出来ないが，テルミドル反動の勃発がこれを踏み潰した。

まず1793年6月24日に憲法は，大多数によって採択され，それに続いてこれは国民の第一次投票に附された。およそ180万票がこれを支持し，1万票がこれに反対して投ぜられた。しかしながらこの数字はなんら精確な実体を示してはいない。なぜならば1793年憲法ないしは国民議会選挙法によれば，少なくとも6-700万票が，憲法の賛否の決定に投ぜられねばならなかったからである。たしかに補充リストは存在したが，しかしこれは200万を出なかった。賛否の比率は，ここでは変らなかった。すなわちすべての県においては，投票を実施できなかった。なぜならばそれらは敵によって占領されていたか，あるいは市民戦争が荒れ狂っていたか，ないしは反革命が県をしっかり手に握っていたからである。

選挙が実施できた所では，たしかにジャコバン反対党は存したが，しかしこれらの人々は公然と行われる人民投票に際して，山嶽党によって提起された草案に反対投票することに不安を感じた。かなり大きな数の投票が，制限付で投ぜられた。「もしジロントの代議士が再び承認され，そして全般的な恩赦が認められるならば，賛成」とか，「もしジロントの議員が再び国民議会に召集され，1793年6月2日以降公布された法律が無効とされるならば，賛成」等々。かくして憲法について，人民投票はなんら精確な，ないしは少なくともおよその姿というものも描き出すことは出来なかった。

しかし乍らこの本来の原因は，この国の歴史的状況に存していた。すなわち革命のフランスは市民戦争のさ中にあり，そして外国の諸君主国の連合に対する極めて激烈な防衛戦争も遂行していた。山嶽党とジロント党の関係は，政治的に静穏な時代における，議会制によって支配が行われている国で可能のような，「政府」と「反対派」との関係ではなかった。それは，生と死を賭けて互いに戦い，同時にまた外部に対しても自己を守らねばならぬという，二つの敵の関係であった。批判の時代でもなく，平和な投票の時代でもなかった。こうした平和的な投票は，見せかけの議会制という遊びの規則を本物のように思わせるのだが，この投票から両敵手は，1793年5月末から6月始めの諸事件以来遠ざかっていた。

そこでさきの賛成投票には何が表現されていたかと言えば，ジャコバン独裁に必要と見做される諸々の措置を是認する用意があり，そしてまたこれを実施する意志のあった，断乎とし

た決意を持つ，急進的な民主的共和制的なグループが，ジヤコバン党の背後にあった，ということである。このグループの大きさを測ることは難しい。それと言うのは，180万票の賛成票のうちには，多かれ少なかれかなり大きな数のひより見主義的な理由から山嶽党の憲法草案を支持して投ぜられた票が，穏されていることは，どうしても疑う余地がないからである。

憲法草案に対して圧倒的多数が賛成した，この第一次投票後，44,000の市町村がその代表をパリへ派遣した。ここで8月10日に，すなわち王政顚覆の1周年に国民大祝祭が祝われた。これによって革命の首都と「諸連邦」の関係は，再び刺激を受けた。この機会に憲法は公式に採択され，そして宣誓が行われた。かくしてフランスは新たな民主主義的共和制憲法を持ったのである。

憲法はいまや発効しなければならなかった。しかしすでに8月10日にはダントン主義者たちが国民議会において予期せぬ突撃を行なった。ダントンの最も重要な党同志であるドゥラクロワは，彼と同じく7月10日まで福祉委員会の委員であったが，攻撃を開始した。彼によれば，国民議会はその課題を解決し，そしてこの国に自由な憲法を与えたにも拘らず，解散しようとはしないと云って，国民議会を非難する人がいる。この誹謗に反論するために，憲法に記載された Corps législatif〔立法議会〕の選挙のあらゆる準備を行い，そして躊躇なく有権者を数え，選挙区に配分することが必要である，と。

議院の出席が悪く，偶然にもロベスピエールもクートンも，またサン・ジュストも出席していなかった。そこでドゥラクロワはたしかにわずかの期間しか続かなかったが，大きな成果を挙げた。彼の提案は圧倒的多数を以つて採択された。その夕方ロベスピエルはジヤコバン党員の集りで，極めて厳しくこの提案に反対した。「ぼくは今朝国民議会に提出され提案を読んだ。告白するが，ぼくは今でも信ずることが出来ない。……もし今朝提案された提案が採択されるならば，もし国民議会が解散され，そしてその代りに一つの立法集会が現れるならば，もはやいかなるものも共和国を救うことは出来ぬ，とぼくは宣言する……ぼくが反対して戦うこの提案は，今日の清浄化された国民議会の代りに，ピットとコブルクの代理人たちを据えることを狙つている。」[2] ロベスピエールがジヤコバン党員の間で鳴らしたこの警報は，勿論ジロント党の支持を得ていたダントン派の奇襲の企てを失敗させた。ジャコバン党員と連邦派は——彼らは国民祝祭後短期間はなお多くパリにいたのだが，——国民議会に対してその地位にとどまることを誓った。たしかに，有権者の算出と選挙区の配分を規定した命令は，撤回されはしなかったが，しかし紙の法令にとどまった。国民議会と福祉委員会は，これを有効なものとするためには，なにもなさなかった。この戦術的な救済手段は，しかし焦眉の問題になんら根本的な決定をもたらさなかった。憲法によって何が生ずるべきか，という問題には何ら決着がつかなかった。そして次の突撃が行われるまで，長くはなかった。

8月の終りにエベル派が「山嶽党の人々よ，委員会が全権を独占するかぎりは，我々は決して政府を持たないであろう，あるいは全く役立たない政府を持つに過ぎない。暴君たちが多くの悪事をなし得たのは，ただいかなる機関も，いかなる人も彼らに対抗しなかったこと，ちようど君たちの委員会に誰も対立しないごとくであったからである。決して我々は自由を持たず，我が憲法は幻影にすぎないであろう，もし大臣たちが走り使いであって，国民議会の最後の掃除役に従わねばならぬ限りは」と要求した。マティエが述べたように[3]，「エベルはこの上なく思い切って，大臣の候補者を各デパルトマンの選挙人集会によって任命するように定めた，憲法のその部分を施行するようにと要求した。ロベスピエールは，J. B. エベルに従って，国

民投票による諸省の選出を要求しないように，ジャコバン党員を引留めるために，その影響力のすべてを発揮しなければならなかった。8月28日にバレールは福祉委員会の名において，政府は講和が締結されるまでは「革命的」で有り続けるべきだ，と声明した。10月15日には国民議会もまた，この立場に立って，戦争終了まで憲法の施行を保留した。ロベスピエールはこの措置を原則的に支持した。国民議会における12月25日の「政治道徳の諸原理」にかんするその大演説のなかで，彼は憲法の施行を延期する根拠を示した。ロベスピエールはその演説のまさに冒頭において，„Gouvernement Révolutionaire"〔革命政府〕が歴史的に新現象であること，「革命それ自身が新しいごとくである」点に，注意を促す。革命政府の正当化は，政治思想家の文献のなかにも，また暴君たちの法律のなかにも，予め見出すことは出来ぬ。暴君たちはその権力を濫用するだけで満足し，そしてその合法性を熟考する必要をほとんど感じていない。革命政府という歴史的に新しい現象は——ロベスピエールによれば，「貴族たちにとっては誹謗の機会となり，暴君たちにとってはスキャンダルであり，そして多くの人々にとっては謎である。」革命政府を理解させるために，彼は「立憲的な」政府と「革命的な」政府を区別する。「立憲的政府の目標は，共和国を維持することであり，革命的政府の目標は，これを創立することだ。」[4]「革命は自由の敵に対する自由の戦争であり，立憲制は勝利した，かつ平穏な自由の体制である。革命政府は絶えず戦時中なので，極度の活動性が必要であり，（立憲政府よりも）厳しくない規制に従う，と言うのは，新規の，そして緊急の危険から身を守るために，絶えず新たな，しかも急速な措置を取る必要があるからである。立憲政府は主として市民的自由にたずさわるが，これに反して革命政府は，政治的自由に関わる。立憲的体制の下においては，個人を国家権力の干渉から守ることで，ほとんど充分とされるが，革命体制の下では，国家権力自体があらゆる派閥の攻撃から自らを防衛することを，余儀なくされる。」

この憲法が採択された直後に保留となったと言う事実は，多くの反革命的歴史家に次のような主張をする契機を与えた。新しい憲法のための骨折りは全く無意味であったとか，それどころか，憲法はジャヤコバン党員によつてたくらまれた欺瞞であって，国民に政治関係の正常化の可能性を手品のようなごまかしによって示そうとし，そしてその際彼らはその時代の，外国との戦争および市民戦争という諸条件の下では，憲法は実施され得ないことを，精確に知っていたのだとか言う主張を，させることになった。この二つの主張は，本質を衝いていない。自由主義的歴史家ミネエの[5]，この憲法はいかなる時代であれ適用され得ないのだという見解もまた似たようなものである。この見解はなかんずく，この歴史家の，彼の表現に従えば「量の支配」，すなわち勤労国民の支配に対する嫌悪から，説明される。

この憲法の作成と採択は，1793年8月10日における連邦祭とともに，無制限の強力支配の樹立がジャコバン党の意図ではなく，ジャコバン党員は誠実に，戦闘的自由の政府を凱歌を挙げる自由の政府によって，それに対する必要な諸前提がつくられるや否や，代置することに骨折つたのだ，と大衆に意識させることに，本質的に寄与したのであった。ジロント党のフランス西部における蜂起が崩壊したことは，山嶽党の憲法のための仕事は関わりを持っている。フランス国民がこの憲法を欺瞞だとは全く見做していなかったことは，多くの事実から明かである。パリの大衆は1795年5月における蜂起の企てに際して，つまりジャコバン倒壊後9ケ月にして，「パンと1793年憲法を」と叫んだのであった。

ジャコバン憲法はただにその時代における最も民主的な憲法であったばかりでなく，20世紀に至るまでもそうであった。これが実際には効力を発しなかったという事実は，この憲法が

常に模範と見做されるのを，少しも妨げはしなかった。急進的民主的勢力が，典型的に有産市民的な憲法に対して，またその憲法案に対して，その対案を対置しようとした時には，このようなことは1848–1849年のヨーロッパ革命においても異った姿で現われたのであった，この憲法の合理的な，そして最も進歩的な核心は，労働者階級の階級的な立場によって，新たな，より高度の質を持ちつつ，労働運動の憲法構想のなかへと取り入れられたのであった。

（上杉重二郎訳，übersetzt von Jujiro Uesugi）

原著者註

1) K. Griewank: Die französische Revolution von 1789–1799, Berlin 1948, S. 67
2) Zitiert nach A. Mathiez: Die Französische Revolution, deutsche Übersetzung, Hamburg 1950, Bd. 2 S. 490
3) A. Mathiez: Die Französische Revolution, deutsche Übersetzung Hamburg, 1950 Bd. 2 S. 497
4) Vgl. Maximilian Robespierre: Habt Ihr Eure Revolution ohne Revolution gewollt? Reden, ausgewählt von K. Schnelle. Dtsche Übers. Leipzig o. J. S. 311
5) Vgl. F. A. Mignet: Geschichte der Französischen Revolution von 1789–1799. Dtsche Übers. Leipzig 1975, S. 297